

農家経営安定資金東日本大震災農業経営対策特別資金 農家経済維持支援資金

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を受けている農業者等の農家経済の維持を図るため、無利子の資金融通を行っています。

貸付対象者

次のいずれかに該当する農業者等

- (ア) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、その他原発事故により行政機関から避難を勧奨された区域又は地点に居住していた農業者等
- (イ) 作付制限又は出荷制限された農畜産物、並びに組合等の決定により自粛する農畜産物を生産していた農業者等

資金使途

農家経済の維持に必要な資金

貸付限度額

200万円

償還期間

5年以内（うち据置3年以内）

担保・保証

原則無担保・無保証人
（福島県農業信用基金協会の保証が利用可能）

貸付利率

無利子

※福島県農業信用基金協会の保証条件

- 1) 保証料率 0.27%
- 2) 保証割合 100%
- 3) 担保・保証人
 - ・個人：原則無担保・無保証人
 - ・任意団体：任意団体と構成員全員の連帯債務により無担保・無保証人
 - ・法人：役員個人連帯保証により無担保

申込期限

平成24年3月12日まで

取扱金融機関

・ 県内各総合農業協同組合、東邦銀行、福島銀行、大東銀行

の本店及び各支店